

平成 22 年度特定侵害訴訟代理業務試験

論点〔事例問題 1〕

問 1 起案

- 1 差止請求及び廃棄請求の請求の趣旨をどのように記載するか。
- 2 持ち手と一体成型された「挟着片」は本件特許発明の「挟着板」に当たるか（特許請求の範囲の用語の解釈と事実への適用）。
- 3 本件被告物件の持ち手は本件特許発明の手さげ袋の生産にのみ用いられるものか（間接侵害の「のみ」要件の意義と事実への適用）。
- 4 原告の損害額をどのように算定すべきか、特に「実施に対し受けるべき金銭の額」（特許法 102 条 3 項）をどのように算定するか（損害額の算定方法の選択と事実への適用）。

問 2 小問

- （1）民事保全法上の基礎的概念である仮差押命令、係争物に関する仮処分命令及び仮の地位を定める仮処分命令の理解。
- （2）不当利得の返還請求と不法行為による損害賠償請求の差異（請求可能金額、特許法 102 条 1 項、同条 2 項等の適用の可否、消滅時効、等）。